

大阪市立玉津中学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和7年4月

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る」という認識のもと、「豊かな情操と健康でたくましい心身」の育成のために「玉津中学校いじめ防止基本方針」を策定し、取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- ①道徳や人権教育に取り組み、いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりをする。
- ②未然防止・早期発見のための取組として、アンケートや生徒相談を定期的におこない 独りぼっちを作らないよう、明るく助け合える仲間づくりを行う。
- ③家庭・地域との連携を密にし、些細なことも情報交換を行いながら、協力体制を作る。

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの生徒にも起こりえる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について（学力向上アクションプランをもとに）

- ①あいさつなどの授業規律を徹底指導する。
- ②授業が分からぬ生徒や落ち着きのない生徒に対しても、個別に指導計画を立てて 支援員や学習サポーターを活用し支援していく。
- ③相互公開授業等に取り組み「わかる授業」づくりに努める。
- ④発達障がいや思春期の心理などの研修会を行い、指導力の向上に努める。

(2) 自己有用感を高めるために（生徒会活動やキャリア教育の計画等から）

- ①生徒会、委員会活動や係活動を活発にし、一人一人が責任を持って、活躍するこ ができる活動を充実させる。

- ②学級活動や道徳の授業を通して、友だちとの関わり方を学ぶとともに、話し合いや助け合いができる集団づくりに取り組む。
- ③体験活動を通した人権教育、キャリア教育を推進する。
- ④文化祭や合唱コンクール等の発表活動を通して、生徒たちがお互いを認め合う取り組みを行う。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ①道徳教育の充実を図り、学級活動の中で、生徒同士の絆づくりに取り組む。
- ②人権教育や性教育を通して、命の大切さや互いを思いやることの大切さを実感することができる取組を行う。
- ③「いじめは絶対に許されない」行為であるとともに「傍観者」もいじめに加担していることを認識させる。
- ④近年、携帯電話やスマートフォンの利用でのいじめも増えてきている。外部講師による研修会や講話でその危険性を知るとともに、情報モラルについても学習する。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ①生徒観察を日常的に行い、生徒の変化については、学年会等でその情報を共有する。
生徒集団については定期的に分析し、対策を練る。
- ②いじめの具体的な事案については些細なことであっても記録（5W1H）をつける。
- ③学期に1回程度アンケート調査や教育相談（個人面談）を行い迅速に対応する。
- ④内容によってはスクールカウンセラーに相談し、指導を受ける。
- ⑤さらに深刻な場合は、外部機関（警察やサポートセンター、子ども相談センター）と綿密な連携を図り、協力を得る。
- ⑥「子どもの人権SOSミニレター」の配布や「いじめ相談窓口」のポスターを掲示し、生徒・保護者に周知する。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

(1) 全教職員が団結して、未然防止に取り組む体制づくり

- ①悪ふざけやからかいなどを発見した場合は、直ちにその行為を止める。
- ②教職員間の連携を密にし、普段から生徒の人間関係をしっかり観察する。
- ③組織的・系統的に動き、教員一人の単独指導では終わらせない。

(2) 被害生徒の保護・支援、保護者への支援について

① 被害生徒から事実関係の聴取を行う

- ・「悪いのは加害者」という毅然とした姿勢をみせ、被害生徒の自尊感情を高めるように留意する

② 家庭訪問等で保護者に事実関係を伝える

- ・被害生徒の安全確保や秘密を守るなどを伝える。

③ 被害生徒を支える体制づくり

- ・被害生徒にとって信頼できる先生との連携
- ・スクールカウンセラーによる心のケア
- ・安心して学習や、学校での活動に取り組める環境づくり
- ・加害生徒の別室対応などの活用

④ 必要に応じて心理や福祉の専門家への協力要請を行う

(3) 加害生徒への指導及び保護者との連携について

① 加害生徒からの事実関係の聴取を行う

② いじめの事実が確認されれば、速やかに保護者連絡を行う

- ・いじめに対する保護者の理解を得たうえで学校と保護者が連携して、以後の対応を適切に行えるよう、協力を求めるとともに継続的な助言をおこなう。

③ 被害生徒のプライバシーに十分配慮し秘密をもらさない

- ・警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行う

④ いじめが起きた集団への指導、働きかけ

- ・いじめの傍観者も、自分の問題としてとらえさせる。
- ・集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係の構築

⑤ ネットいじめの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み等は、直ちに削除するよう指導する。
- ・情報モラル教育の実施
- ・モラル教育や研修会等の実施

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

<名称> いじめ・不登校対策委員会

<構成> 管理職、生徒指導主事、生活指導部長、学年主任、学級担任

<役割>

- ・学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・いじめ（疑いも含む）に関する情報や、生徒の問題行動に関わる情報の収集や交換、記録整理、共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係生徒への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

【年間計画】

- ・毎月の定例の生活指導部会で緊密な情報交換を行い、深刻ないじめ（疑いも含む）の事案があった場合は緊急の「いじめ・不登校対策委員会」を開く。
- ・生活指導研修会（4月）

【いじめ調査】

- ・生徒対象アンケートの実施 年3回（6月・11月・2月）
- ・教育相談の実施 年2回（6月・9月）

(2)保護者や地域・関係機関との連携

- ①学校ホームページ・学年だよりなどを通じて、いじめ防止の啓発を行い、家庭訪問等により、家庭との緊密な連携を図る。
- ②学校協議会へも学校の現状を報告し、指導・助言をもらう。
- ③地域諸団体や関連機関とも情報を交換し、協力体制を築く

(3)取組内容の検証

- ①各アンケートの結果を利用し、未然防止を推進し、再発防止に取り組む。
- ②運営に関する計画と関連付け、自己評価を行う。

7. 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ①重大事態が発生した旨を、速やかに教育委員会に報告する。
- ②教育委員会と協議の上、事実関係を明確にするため速やかに調査を実施する。
- ③いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ④調査結果は委員会に報告し、適切な措置を行う。

※ いじめ発見の際の流れ（例）

